

協 働 事 業 募 集

目的

川崎市男女共同参画センター(愛称:すくらむ21)の協働事業は、市民グループ・団体・NPO・事業者等の提案にもとづき、多様な分野で、男女共同参画に触れる機会を増やすことで、「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざしています。

募集内容

提案団体の活動分野をもとに、川崎市男女共同参画センターと協働で講座やワークショップ等を実施していく公募型の事業です。身近なテーマを切り口にした男女共同参画を推進する事業の企画(ワークショップ、講座、イベント、調査研究等)を募集します。なお、応募内容については、男女共同参画推進の効果を高めるため、説明動画の視聴と個別相談への参加が必須です。

事業実施期間

令和8(2026)年5月～令和9(2027)年2月末の間で実施

募集テーマ例

説明動画の視聴・個別相談
のお申し込みはこちら



- 性暴力やデジタル性暴力・DV防止のための取り組み、被害者への支援
- ライフステージに応じた女性のキャリア形成支援(就労継続・再就職・起業等)
- 性別による無意識の偏見(アンコンシャスバイアス)の解消に向けた取り組み
- 女性の貧困や経済格差、雇用問題の解消の促進
- デジタル分野・理工系分野における女性の人材育成やユース世代の教育への取り組み
- 生涯を通じた男女の健康支援(SRHR、更年期障害など)
- 男性の子育て・介護の悩みに対するアプローチ
- 男性の孤立・孤独の予防や依存症からの回復等に関する取り組み
- 男女共同参画の視点に立った多様なニーズを持つ人への支援(高齢者、障がい者、外国人市民等)
- 多様な性のあり方(LGBTQ)についての講座や居場所
- その他、本市男女共同参画推進に特に効果が高いと期待されるもの

川崎市男女共同参画センター協働事業 募集要項

【事業費】

(タイプA)事業企画の経費補助額5万円～40万円以内(税込み)(完了払い)

(タイプB)事業企画の経費補助なし。センター貸室・備品の先行予約、無償貸与、広報協力による事業の支援。

※協働事業は、センターと市民グループ・団体等とが逐次協働で進めていくものであり、団体の活動資金を補助するものではありません。詳細は、センターホームページ掲載の「協働事業における事業経費の考え方」をご参照ください。タイプAで応募いただいた場合でも、選考委員会の審査に基づき、タイプAからタイプBへの変更を条件に採択予定となることがあります。

【採択数】タイプA, Bをあわせて5事業程度(応募状況・内容等により採択数は変動することがあります。)

【対象】川崎市内を対象に活動する市民グループ・団体、NPO、事業者、研究機関

【応募資格】次の(1)～(3)の全てに該当すること。

- (1) 市内で活動するか活動拠点を置く、3名以上からなる市民活動グループ・団体。または市内に所在するNPO等団体、機関、事業所。これらに該当しない場合であっても、市とセンターとの協議により川崎市民に益すると判断された場合、資格があると認めることができます。
- (2) 営業行為や宗教の布教、特定の政治活動を目的としていないこと。
- (3) 暴力団または暴力団が関与する団体ではないこと。

【説明動画】・協働事業の概要、書類作成にあたっての留意点などを伝えします。

【個別相談】・説明動画を視聴のうえ、参加必須(オンラインまたは対面)。30分程度、原則1回。

センター職員が応募書類の書き方、事業内容・計画等について質問と相談を受け付けます。

・審査は外部者を含む選考委員会にて行います。個別相談の内容は採用可否とは関係ありません。

【応募方法】郵送、電子メールによる送付、またはセンター窓口に直接持参【FAXによる応募不可】

(送付先)〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1 川崎市男女共同参画センター 宛て
※封筒に「協働事業応募書類」と明記ください。

【提出書類】以下の書類を全て提出してください。様式は、センターホームページよりダウンロードいただくか、センターまでご請求ください。(提出書類は原則として返却いたしません。)

- タイプA:①応募申込書(タイプA専用)、②団体概要書、③収支予算書
- タイプB:①応募申込書(タイプB専用)

【選考方法】学識経験者・関係者からなる選考委員会を設置し、以下の流れで審査します。

- (1) 一次選考(書類審査)
- (2) 二次選考(会場でのプレゼンテーション)

※ただしタイプBについては、プレゼンテーション動画(3分以内、事前送付)で代用できるものとします。

【審査基準】審査基準は以下の通りです。

審査項目	審査基準	配点
協働事業の理解・考え方	<ul style="list-style-type: none">・協働型事業の趣旨を十分に理解できているか・男女共同参画の推進に取り組み、貢献する意欲があるか・センターとの協議や、事業に柔軟に対応する姿勢があるか	10
運営体制	<ul style="list-style-type: none">・主体的に運営できる十分な人員がいるか・これまでに活動実績・経験があり、安定的な運営が見込める体制となっているか	10
事業計画・内容	<ul style="list-style-type: none">・事業内容は男女共同参画の推進に寄与するものであるか(事業内容の適切性)・男女共同参画の推進に対して事業効果が見込めるか(事業の効果)・事業内容は、地域における男女共同参画の推進のために必要性、重要性、緊急性が高いか(事業のニーズ)・事業計画は運営体制もふまえて、無理のない、具体的かつ現実的であるか(事業の実現性)	20
収支予算	<ul style="list-style-type: none">・申請額は事業の規模や効果に照らし妥当であるか・収支予算は事業内容・計画にそって適正に計上されているか	10

※選考委員会にて採点し、選考委員会での協議をふまえ採用予定団体を決めます。その後、選考委員会での審査結果をもとに、センター事務局による経費についての再査定の後、応募者とセンターで協議を行い、委託契約締結をもって正式採択決定となります。

※タイプAで応募いただいた場合でも、選考委員会の審査の結果、タイプAからタイプBへの変更を条件に採択予定となることがあります。

【事業内容の公表】本事業の選考ならびに実施にかかる公正性、透明性を高めるため、採択団体名、事業概要、実施状況、調査報告等はセンターホームページ等により公表します。また、広報物や成果物(電子媒体も含む)については、必ず「2026年度川崎市男女共同参画センター協働事業」である旨を明記していただきます。購入備品についてもその旨、シールなどで表示していただきます。

【事業の実施】令和8(2026)年5月～令和9(2027)年2月末

※期間内に事業が完了すること

【事業報告】・講座・イベントの実施後…1週間以内に実施報告書(A4×1枚)を提出します。

※調査研究の場合は中間報告書(9月末頃)を提出します。

・事業完了時…事業完了報告書もしくは調査報告書を提出します。

・成果報告会…令和9年3月中旬予定(一般公開)で報告をしていただきます。

本報告をもって、各団体の事業完了となります。成果報告については、本事業の広報に活用させていただきます。

応募の流れ

説明動画

・
個別相談
(対面または
オンライン)



応募



一次選考

(書類審査)



二次選考

(プレゼンテーション)

【個別相談申込期間】1月15日(木)～3月12日(木)

(個別相談最終日の1週間前まで)

【個別相談期間】2月2日(月)～3月19日(木)

※応募には、説明動画の視聴および個別相談が必須です。

ホームページより個別相談の希望日時を予約。

ホームページに掲載している説明動画をご視聴のうえ、個別相談にご参加ください。

【応募期間】3月1日(日)～3月27日(金)

郵送、電子メールによる送付、またはセンター窓口に直接持参。

応募用紙は、ホームページよりダウンロード、またはご請求ください。

※電子データ(メール添付)提出…最終日15時まで。

※持参、郵送…最終日17時必着。

※〆切後の受付はできません。

令和8(2026)年4月上旬

※一次選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

※一次選考通過者には、併せて二次選考の時間・会場等をご案内します。

令和8(2026)年4月18日(土)13:30～16:30

※団体によるプレゼンテーション(3分間)、質疑応答(6分以内)

※Bタイプについては、プレゼンテーション動画(3分以内、事前送付)も可。

※審査結果は、4月中に二次選考参加者全員に書面にて通知します。

採択後

再査定、採用決定



令和8(2026)年4月末

選考委員会による審査結果をふまえ、センター事務局が詳細を再査定し、委託額決定後、委託契約締結をもって正式な採択となります。

事業実施



令和8(2026)年5月～令和9(2027)年2月末までの間

報告会

令和9(2027)年3月中旬に成果報告(公開)を予定

申し込み・問合せ

川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)協働事業担当

〒213-0001 川崎市高津区溝口2-20-1

TEL:044-813-0808

メール:scrum21@scrum21.or.jp

ホームページ:<https://www.scrum21.or.jp/>